

西東京市小中学校  
通学区域見直し等に関する  
向台・新町地域協議会報告書

平成 22 年 2 月  
西東京市小中学校通学区域見直し等に関する  
向台・新町地域協議会

# 西東京市小中学校通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会報告書

## 目 次

はじめに	1
1 これまでの適正規模・適正配置に係る検討経過	2
(1) 平成 18 年度 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会	2
(2) 平成 19 年度 学校施設適正規模・適正配置検討懇談会	2
(3) 平成 20 年度 学校施設適正規模・適正配置検討委員会	3
2 本協議会の検討過程における考え方	5
(1) 通学区域見直しの必要性	5
(2) 向台・新町等地域における考え方	6
(3) 通学区域の変更に伴う課題・問題点及び影響	6
(4) 通学区域シミュレーション	10
(5) 協議会としての検討結果	13
むすびに	14
(資料編)	15

## はじめに

「西東京市小中学校通学区域見直しに関する向台・新町地域協議会」は、西東京市教育長の依頼に基づき、平成 21 年 8 月 27 日に、新町地域の通学区域見直しを検討するために設置された協議会である。構成メンバーは、当該地域の市立学校長、市立学校保護者代表、学校運営連絡協議会、学校安全連絡会、教育委員会職員の計 33 名からなり、4 回の会議を重ねた。

今回、教育長から本協議会への依頼事項は、新町地区での通学区域の見直しに関すること及び通学路の安全に関することであり、この地域における特例措置を解消するものである。

合併前の新町地域については、東西に細長く伸びた形状であることにより、近くに学校があっても市が異なるという行政区域上の理由により近くの学校には通えず、遠い距離を通わなければならなかった。そこで、平成 13 年に西東京市が誕生した際、教育委員会ではこの問題を解消するために、本来の通学区域と異なる学校に通える制度（指定校変更特例措置）を導入した。しかし、この制度は、抜本的な通学区域の見直しではなく、あくまで経過措置としたものであった。

本協議会では、新町地域の通学区域について、現在の通学実態、安全・防犯、地理的距離、地域との関係、学校の受け入れ態勢等、さまざまな観点から議論を重ねた。

本報告書は、新町地域の児童・生徒がよりよい学校生活を送ることができるよう、通学区域を見直ししたものであり、本協議会の検討結果をまとめたものである。

## 1 これまでの適正規模・適正配置に係る検討経過

### (1) 平成18年度 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

平成18年度に学校教育部内に検討委員会が設置され、平成19年から向こう10年間における児童・生徒数の推移、将来推計等の基礎調査を実施し、その後、具体的な検討が行われた。また、関係各課からのヒアリングをとおして課題の整理が行われ、学校施設のあるべき規模・配置について教育委員会事務局としての基本的な考え方が以下のようにまとめられた。

#### 基本的な考え方

通学区域の適正化を図るとともに地域社会との連携に配慮する

- ・ 特に旧市境などの学校配置に見られるような、指定校と旧市境を越えた近隣校との関係の適正化を図る。
- ・ 学校は、地域社会と密接に結びついていることから、可能な限りこれまでの地域社会とのつながりに配慮する。

近くて安全な通学環境を設定する

- ・ 児童・生徒にとって、小・中学校への通学距離が著しい負担とならないようにする。
- ・ 児童・生徒の通学時の安全を確保するため、幹線道路・鉄道にまたがる地域での通学区域の設定はなるべく避けることとする。

児童・生徒数の確保、交友関係に配慮した良好な教育環境を形成する

- ・ 児童・生徒にとって良好な教育環境を整備・維持していくために、バランスのとれた、安定した児童・生徒数を確保できる学校配置をめざす。
- ・ 特に、人間関係が固定化しやすい小規模校とならない通学区域とするよう努める。
- ・ 児童・生徒の交友関係への配慮、小・中学校間の連携のあり方に鑑み、小・中学校の通学区域に整合を持たせることとする。

### (2) 平成19年度 学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

平成19年度には公募市民も含めた検討懇談会が設置され、学校教育部内検討委員会での調査結果等をもとに、以下の検討経過を経て、基本的な考え方について議論され、提言書が作成された。検討懇談会における適正規模・適正配置の基本的な考え方は、次のとおりである。

#### 検討懇談会が考える、適正規模・適正配置の基本的な考え方

各校の学級数の適正規模は概ね12～18学級が望ましいと考える。

上記の適正規模を念頭に、児童・生徒にとってなるべく短い通学距離となる区域の設定が望まれる。

特に、合併後7年(平成19年当時)を経過していることから、早急に取り組む課題として、指定校変更特例措置によって実態としては課題が解消されている旧市境付近の通学区域について、見直しを行う必要があると考える。

<開催経緯>

会議	開催日	検討内容
第1回	平成19年6月28日(木)	・懇談会の進め方について ・学校施設の配置状況について
第2回	平成19年7月23日(月)	・学校施設適正規模・適正配置について 現状と問題点の把握
第3回	平成19年8月22日(水)	・学校施設適正規模・適正配置について 適正規模、適正配置の基本的な考え方 (エリア設定による適正化の検討)
第4回	平成19年10月30日(火)	・学校施設適正規模・適正配置について 適正化への方策(小規模校化への対応) 適正化に際して配慮すべき点
第5回	平成20年1月10日(木)	・学校施設適正規模・適正配置について 適正化への方策(大規模校化への対応) 検討懇談会提言書(原案)の検討
第6回	平成20年2月12日(火)	・学校施設適正規模・適正配置について 提言書(案)の検討

(3) 平成20年度 学校施設適正規模・適正配置検討委員会

平成19年度に検討懇談会で作成された提言書をもとに、平成20年度には庁内検討委員会により、学校施設適正規模・適正配置の基本方針(案)が作成され、その後11月の教育委員会において基本方針が決定された。基本方針における学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的考え方は以下のとおりである。

学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的考え方

教育環境の整備としての学校規模の確保

子どもたちが学校における集団生活を通して、社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くためにはクラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましい。学級活動や班活動の効果的な運営上から、また、同一学年での複数教員による教育内容、指導方法等の研究や研修を可能とする教員配置の点からも、複数学級編成となる学年規模を確保する必要がある。

効率的な学校運営の確保

昨今の厳しい財政事情の一方で、多様な教育ニーズへの対応も多く、今後

はより効率的な学校運営を行うための学校規模（児童・生徒数）を維持していくことが必要である。極端な小規模校については、財政面、人員配置面からも効率性に課題があることから、他校との統廃合や校地の売却処分等も含め、新しい教育課題に対応する資源とする必要がある。

#### 老朽施設更新との関係

西東京市の学校施設は、小・中学校 28 校中 16 校が昭和 30～40 年代に建設された建物であり施設の老朽化が進んでいる。教育環境の整備として、適正規模・適正配置への対応と合わせて、合理的かつ計画的な施設の改修、整備を進めることとする。

特に中原小学校及びひばりが丘中学校については、これまで維持補修に努めてきたが、施設の老朽化が顕著であり早急に施設更新の検討が必要である。

#### その他の教育施策への対応

学校の施設規模を検討するに当たっては、少人数指導の実施、中学校給食の実施、特別支援教育の推進（特別支援教室の整備）等の新たな教育ニーズに対する対応を考慮する。

## 2 本協議会の検討過程における考え方

### (1) 通学区域見直しの必要性

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会の提言書では、学校施設の適正規模・適正配置について以下のとおりに課題が指摘されている。

本協議会では、以下の課題のうち、向台・新町地域においては、現行通学区域を基本としながらも偏在している通学区域（児童・生徒が実際に通っている学校と指定校と合致していない通学区域）を実態に合わせたものにするため、指定校変更特例措置（以下「特例措置」という。）の解消を優先課題として捉えるとともに、新たな地域づくりの観点から、新たな通学区域を設定するための協議を行った。

検討にあたっては、『西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針』をもとに、次の4点を念頭においた。

- 1 合併時の特例措置を解消し、実態に合った形で設定する。
- 2 通学路の安全を確保する。
- 3 児童・生徒が特定の学校に偏らないようにする。
- 4 極力、校舎の増改築が必要のないようにする。

学校施設の適正規模・適正配置については、合併当時の検討課題ともなっており、合併時の通学区域についての調整では、「当面、現行のままとするが、市境の地域においては、弾力的な運用に努める。また、児童・生徒数の動向を踏まえ、新市においては速やかに、小・中学校の適正規模・適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。」（『合併協定書』より）とされている。

合併時の推計では、児童・生徒数の減少により学校施設の具体的な統廃合の検討を行う必要性が窺えたが、合併後は逆に児童・生徒数が増加に転じ、現在では教室不足や少人数指導教室を確保できないなどの、新たな視点による適正規模・適正配置の検討が求められる状況ともなっている。

また、合併から7年が経過したが、現在も旧二市時代からの通学区域を継続した状況が続いており、通学区域の見直しは行っていない。このため一部の地域においては、家の近くに学校があるにもかかわらず、より遠くの場所にある他の学校に指定されている場合があり、通学距離上の矛盾も生じている。

なお、平成13(2001)年度より指定校変更特例措置を実施し、旧市境を中心に、一応の配慮はしているが、あくまでもこれは特例措置であって、保護者による手続き等が必要な状況にある。また指定校変更特例措置とは別に、平成15(2003)年度からは、学校選択制度（2）も実施しており、指定校以外の希望する学校への入学を申し立てることができるようになっている。

（ 1 ）指定校変更特例措置：西東京市が田無市と保谷市との合併によることに伴い、旧市境を越えて、指定校より近い学校がある場合、その学校に入学できる制度

（ 2 ）学校選択制度：一定の制約はあるが、住所地による指定校以外を選んで入学できる制度。

## (2) 向台・新町等地域における考え方

現在、新町地域は、保谷第二小学校及び柳沢中学校の通学区域となっており、その通学区域の形状は東西に長くなっている。そのため、新町3丁目から新町6丁目までに在住する児童・生徒は、特例措置を利用し、自宅から近い小学校（向台小学校・上向台小学校）及び中学校（田無第一中学校・田無第四中学校）へ通学している場合が殆どである（下表参照）。

したがって、本協議会では、指定校には通学せず、特例措置の利用が大勢を占めている新町地域の現状を解消するため、新町地域の通学区域について、その一部を向台小学校・上向台小学校、田無第一中学校・田無第四中学校に割り振ることが適当であると考えます。

特例措置を利用している新町地域の児童・生徒数と割合（平成21年6月現在）

	新町3丁目	新町4丁目	新町5丁目	新町6丁目
小学校	53人 / 62人 85.5%	34人 / 34人 100.0%	78人 / 81人 96.3%	70人 / 70人 100.0%
中学校	15人 / 20人 75.0%	14人 / 16人 87.5%	34人 / 35人 97.1%	22人 / 22人 100.0%

小学校においては向台小学校または上向台小学校に就学、中学校においては田無第一中学校または田無第四中学校に就学している。

その他、田無第四中学校が通学区域となっている南町1・2丁目、柳沢小学校及び田無第四中学校が通学区域となっている向台町1丁目、保谷第二小学校が通学区域となっている柳沢5丁目・6丁目（7～11番）については、旧市境のため特例措置の対象地域となつてはいるものの、現通学区域の学校に通学する児童・生徒が多数を占め、特例措置を利用している児童・生徒は少数であることから、特例措置を解消することが適当であると考えます。

## (3) 通学区域の変更に伴う課題・問題点及び影響

本協議会では、通学区域を変更する場合に想定される課題、問題点を整理するため、会議における委員からの意見のほか、各委員へアンケート調査を行い、可能な限り幅広い意見集約ができるように配慮した。また、ここで、集約された課題、問題点を各委員が共通理解することにより、それらの課題等の対応策並びに新しい通学区域の検討が行われた。

アンケート調査の集計結果は、以下のとおりである。

まず、『通学区域の変更時に考慮すべき点』として、次の3点に集約された。特に学校への距離を考慮すべきとする意見が過半数を占めた。



#### 通学区域の変更時に考慮すべき点

- |   |        |     |
|---|--------|-----|
| 1 | 学校への距離 | 14人 |
| 2 | 設備・人数  | 7人  |
| 3 | 安全・防犯  | 6人  |

また、『通学区域の変更で児童・生徒の学校生活はどうか』との設問に対しては次のとおりであり、考慮すべき点はあるが、通学区域の変更により児童・生徒に対する悪影響は少ないとの認識となっている。

#### 通学区域の変更で児童・生徒の学校生活はどうか

- |            |     |
|------------|-----|
| よくなる・変わらない | 22人 |
| 悪くなる       | 0人  |

次に、通学時の安全・防犯上の問題 児童・生徒数の増加による問題 特例措置の廃止 地域とのつながり 正確な児童・生徒数の把握 については、以下のとおりのアンケート調査結果となっている。

#### 通学時の安全・防犯上の問題

『現状行われている通学時の安全・防犯に向けての活動に影響はあるのか』の設問の結果からは、「現状においても特例措置により自宅から最寄の学校に就学している児童がほとんどで、通学区域の変更後もその状況に変化がないのであれば、安全・防犯上大きく影響を及ぼすことはない」ことが想定される。

アンケートでも下記の意見が挙がっており、特例措置による指定校以外への通学がなくなり、通学区域内の児童・生徒の分散がなくなるため、安全・防犯上より効率のよい活動が行えると思われる。一方、交通法規を無視して走る自動車・自転車もあり、交通安全は重要な課題である。

#### ～協議会アンケートより～

通学の距離が近くなれば登下校を共にする児童が増え、1人で帰る子供が少なくなり、安全防犯につながる。

通学にかかる時間の短縮で、親にゆとりができ、児童・生徒を見守ることができる。

#### 児童・生徒数の増加による問題

向台・新町地域は、三共製薬やIHIの工場撤退に伴う大型マンション等の開発により、上向台小学校、向台小学校、田無第一中学校、田無第四中学校の児童・

生徒数が増加している。このような状況から委員の意見としても、『大型マンションの出現による児童・生徒数の増加により、学校としての受け入れ態勢はできているのか。向台地域のIHI跡地の大型集合住宅などのシミュレーションへの反映はできているのか』『マンション完成に伴う転入者の急増と、通学区域見直しにより児童・生徒増となることによる学級増が予想され、増改築の必要や、施設面で教育活動に支障を生じる懸念があるのではないか』との不安の意見も挙げられた。

これに対し、事務局からは、「大型集合住宅等の開発については、できる限り情報収集を行い、従前までの出現率（ 3 ）を基に転学者数を算出し、シミュレーションを行っている。IHI跡地の大型集合住宅についても、以前の同等のマンションの出現率を参考に増となる児童・生徒数を算出している」ことが示された。後に事務局から示された通学区域の変更後のシミュレーションは、以上のことを踏まえた上でのものであり、中学校については、通学区域の小学校がそのまま同一の中学校に進学することを基本としてシミュレーションが行われている（例：保谷第二小学校 柳沢中学校 柳沢小学校 田無第四中学校 向台小学校 田無第四中学校 上向台小学校 田無第一中学校）。そこで、本協議会は、今回の検討において新町以外の通学区域の変更については検討しないことを前提とした。

そのほかの委員の主な意見としては、以下のとおりである。

～協議会アンケートより～

新しい通学区域を設定することにより、学校の受け入れ体制は大丈夫なのか。急な人数の増加は先生方にも負担になるのではないか。

大規模マンションの建設や宅地増による児童・生徒数の増加に伴い、学校施設も拡大していく必要があるのではないか。

中学校給食をまかなえる人数を把握した上での配置、また人数の偏りが出ないように配置をするべき。校庭も狭くなる。

（ 3 ）出現率：過去において市内で新規に完成した大型集合住宅からの転学者数を、その住宅の戸数で除したもの。

#### 特例措置の廃止

今回の通学区域の見直しの目的のひとつとして、就学の実態に沿った通学区域を設定することによる、特例措置の廃止がある。特例措置の廃止については、委員から不安点も挙げられたが、学校選択制度、指定校変更制度（ 4 ）については存続されることから、本協議会は、特例措置の廃止後についてはこれらの制度を利用することで、対応できると考える。具体的な不安点と対応は次のとおり。

通学区域の変更により、友人関係が崩れることはないか

現状として新町3～6丁目の100%に近い児童・生徒が特例措置を利用してい

る。今回の変更においてその地域の児童・生徒の就学する学校が大きく変わることはない。また、現在就学している児童・生徒が今回の通学区域の変更で転校が必要になるということはないため、友人関係が崩れることはないと思われる。

兄や姉が通う学校に行けなくなるのではないか

指定校変更制度が認められるケースに「兄又は姉が指定校変更又は学校選択の承認を得て通学している学校へ、弟又は妹が通学を希望する場合」がある。この際には、特例措置の有無や、学校選択制度にかかわらず、「指定校変更」により入学することができる（兄や姉が卒業してしまい、在学していない場合は不可）。ただし、協議会のアンケートにもあるとおり、新しい通学区域の周知が重要と考える。

～協議会アンケートより～

通学路の変更もありうるので、事前に地域住民に通学区域の変更を周知させることが重要である。

通学校が変わる世帯への十分な説明を行い、理解を得るようにする。

- ( 4 )指定校変更制度：児童・生徒が徒歩または交通機関を利用し、安全かつ心身に負担なく通学でき、承認基準に該当する場合において、指定校の変更が認められる制度。

地域とのつながり

現状においては、合併後の旧市境付近の児童・生徒は、指定校ではなく最寄りの小学校に就学する機会が多いが、選択可能な2校の中間あたりに位置している地域などは、その2校の児童・生徒が混在している箇所もある。新しい通学区域を定めることで、地域における混在が解消される。この結果、その地域の児童・生徒が同じ学校に通学することになることから、友人関係が密になり、また、地域の一体感が増すことで地域交流の活性化にもつながることが期待される。

正確な児童・生徒数の把握

新町地域については、従前、教育委員会は特例措置による不確定要素のある中で、児童・生徒数の把握や将来の児童・生徒数の見込み等を行っていたが、通学区域を変更することにより、児童・生徒数の推計などについて現状以上に明確な条件の下で把握できると想定され、より適切な学校運営に結びつくと考えられる。

#### (4) 通学区域シミュレーション

本協議会は、通学区域の変更を検討するにあたり、事務局に対し児童・生徒数のシミュレーションの提示を求めた。事務局からは現状の児童・生徒の通学状況の分布を踏まえたうえで、次の三つのシミュレーションの提示があり、それぞれについて前述の課題、意見等を勘案した上で検討を行った。（資料2参照）

##### シミュレーション1

新町1丁目を保谷第二小学校・柳沢中学校、新町2・3・4丁目を向台小学校・田無第四中学校、新町5・6丁目を上向台小学校・田無第一中学校に変更

##### シミュレーション2

新町1・2丁目を保谷第二小学校・柳沢中学校、新町3・4丁目を向台小学校・田無第四中学校、新町5・6丁目を上向台小学校・田無第一中学校に変更

##### シミュレーション3

新町1・2丁目を保谷第二小学校・柳沢中学校、新町3・4・5丁目を向台小学校・田無第四中学校、新町6丁目を上向台小学校・田無第一中学校に変更

また、本協議会では、会議での検討内容を深めるため、別途、各委員に対して、以上のシミュレーションについてのアンケート調査を行った。その結果は次のとおりであり、シミュレーション2が回答者の半数以上を占めた。

シミュレーション1	7人
シミュレーション2	14人
シミュレーション3	5人

各シミュレーションの主要なメリット・デメリット、それに対する委員の意見については次のとおりである。

#### 各シミュレーション共通事項

##### メリット

育成会等、地域との連携がしやすくなる。

同じ地域からの通学が多くなるため、通学における安全面が改善される。

特例措置申立書の届出が不要になるため保護者の負担が軽減される（ただし、指定校以外に就学を希望する場合は、学校選択又は指定校変更の届出が必要。）。

特例措置で入学する児童・生徒数の把握が困難であったが、廃止することにより通学区域内の児童・生徒、学校選択制度（受入枠の範囲内）、指定校変更（兄弟関係、中学進学等）が入学対象となるため、今までより新入学の児童・生徒数を把握しやすくなる。

## デメリット

通学区域を指定することにより、兄・姉と違う学校が指定校になる。

「指定校変更」または「学校選択制度」により対応可能である。

特例措置により、就学校を選択できたが通学区域を指定することでできなくなる。

そもそも居住地における指定校は1校である。「学校選択制度」により対応可能である。

## シミュレーション1の場合

### メリット

保谷第二小学校・柳沢中学校については、武蔵境通りを渡って通学する児童がいなくなるため、通学路の安全確保がしやすい。

現状の通学実態とあった通学区域となる。

### デメリット

向台小学校は、普通教室数の合計が24学級になることから、増改築を伴う可能性がある。

～協議会アンケートより～

保谷第二小学校の児童の登下校時の安全を確保する必要がある。

通学路の距離と安全性を考慮している。

児童・生徒数の均等化が図られる。

現状に合わせた区分けであり、無理がないと思われる。

現在通学している現状が、保護者の考え方なのではないかと思われる。

## シミュレーション2の場合

### メリット

大規模な住宅開発により、今後も児童・生徒数の増加が見込まれる向台小学校・田無第四中学校においては、就学人数が減少することにより、1クラスの人数に余裕が出る。向台小学校については、若干の児童数の減で学級が減る学年が2学年あることから、学級が減少する可能性がある。

新町2丁目に私立高校のグラウンドがあるが、そこが今後万が一大規模住宅等となり、児童・生徒数が増加するケースを想定した場合、同地域の通学区域を児童・生徒数の多い向台小学校・田無第四中学校ではなく、児童・生徒数の少ない保谷第二小学校・柳沢中学校としておくことで、バランスをとることができる。

### デメリット

保谷第二小学校に通学するには、武蔵境通りを渡って通学する児童がいるため、安全面に不安がある。

現在も使用している通学路であり、信号、横断歩道が整備されていることから問題ないと思われる。

～協議会アンケートより～

向台小学校・田無第四中学校で、就学人数が減少することにより、1クラスあたりの人数に余裕が出る。

児童・生徒数、学級数の増加と、使用できる教室数の割合が一番実現可能である。生徒が1校に偏らない。

現状の通学校分布図でも、シミュレーション2を通学区域としている新町の方が多い。したがって、新町の保護者が希望していると考えられる。

武蔵境通りは信号があり、交通ルールを守っていれば安全面の不安は少ない。

他のシミュレーションと比較して、デメリットが少ない。

### シミュレーション3の場合

#### メリット

上向台小学校・田無第一中学校は、他のシミュレーションに比べて就学人数が減少する。

#### デメリット

保谷第二小学校に通学するには、武蔵境通りを渡って通学する児童がいるため、安全面に不安がある。

現在も使用している通学路であり、信号、横断歩道が整備されていることから問題ないと思われる。

他シミュレーションに比べて向台小学校及び田無第四中学校の就学人数が増加する。そのため向台小学校については、予想学級数が普通教室数合計の24学級となるうえに、若干の児童数の増で学級が増える学年が1学年あり、1学級増となる場合は、増改築が必要となる。I H I跡地のマンションの入居世帯状況により、さらなる増改築が必要となる恐れがある。また、田無第四中学校については、予想学級数が普通教室数合計を下回っているが、私立学校へ通学する生徒が想定よりも少ない場合や、I H I跡地のマンションの入居世帯状況により、増改築が必要となる恐れがある。

～協議会アンケートより～

小・中学校ともに、変更前と変更後の学級数の増減が一番少ない。学校の増改築等も最小限で済むのではないか。

学校ごとの人数の偏りが最も少なく、同質の教育を受けることができる。

現在、新町5丁目から向台小学校 田無第四中学校へ通学している人数は結構多い。距離的な観点からも妥当である。

(5) 協議会としての検討結果

本協議会では、前述のシミュレーション(1～3)を基に、メリット・デメリットを検証し、一定の方向性を見出すことができた。議論の中では、シミュレーション2を推す意見が出ていた。また、委員へのアンケート調査の結果では、シミュレーション2が最も多くの賛同を得られた。

この結果、本協議会は、シミュレーション2を選択し、新たな通学区域として新町地域の通学区域を次のように改めるのが適当であるとの結論に至った。

新町1丁目・2丁目・・・保谷第二小学校・柳沢中学校
新町3丁目・4丁目・・・向台小学校・田無第四中学校
新町5丁目・6丁目・・・上向台小学校・田無第一中学校

## むすびに

今後、通学区域の改正にあたっては、保護者、地域住民等に十分な説明を行い、理解を得るとともに、学校経営に支障をきたすことなく円滑に移行できるよう本協議会としては求めるものである。

また、この新たな通学区域から子どもたちがそれぞれの小・中学校に元気に通い、その地域の方々と様々に関わりながら、まとまりのある学校・地域が形作られることを切望するものである。

なお、本協議会の議論の中で、『隣接する学校の取扱いについては、どのように考えるのか』との意見があったことを付記しておきたい。このことは、今後の児童・生徒数の動向を鑑み、将来的な課題として、本協議会及び教育委員会が認識しておく必要があると考える。



## 添付資料（リスト）

- 資料 1 新町地域の児童の就学状況
- 資料 2 シミュレーション別・新通学区域（小学校・中学校）
- 資料 3 西東京市小中学校通学区域見直し等に関する地域協議会設置要綱
- 資料 4 西東京市小中学校通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会 委員名簿
- 資料 5 西東京市小中学校通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会 検討経過

## 新町地域の児童の就学状況

### 資料 1

H21.6現在

	学年	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	6丁目
	1年	7	1	1	0	0	0
2年	10	2	1	0	0	0	
3年	9	2	3	0	0	0	
4年	5	3	1	0	1	0	
5年	8	5	1	0	1	0	
6年	13	2	1	0	0	0	
小計	52	15	8	0	2	0	
率	86.7%	39.5%	12.9%	0.0%	2.5%	0.0%	
	学年	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	6丁目
	1年	0	1	0	0	0	0
2年	0	1	0	0	0	0	
3年	1	0	1	0	0	0	
4年	1	0	0	0	0	0	
5年	0	1	0	0	0	0	
6年	0	0	0	0	1	0	
小計	2	3	1	0	1	0	
率	3.3%	7.9%	1.6%	0.0%	1.2%	0.0%	
	学年	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	6丁目
	1年	2	5	9	8	1	0
2年	1	3	6	2	3	0	
3年	1	2	6	4	4	1	
4年	0	6	5	5	4	0	
5年	0	2	11	4	1	0	
6年	2	2	3	5	4	1	
小計	6	20	40	28	17	2	
率	10.0%	52.6%	64.5%	82.4%	21.0%	2.9%	
	学年	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	6丁目
	1年	0	0	2	0	9	12
2年	0	0	2	1	9	12	
3年	0	0	2	2	8	12	
4年	0	0	3	1	9	14	
5年	0	0	3	2	13	11	
6年	0	0	1	0	13	7	
小計	0	0	13	6	61	68	
率	0.0%	0.0%	21.0%	17.6%	75.3%	97.1%	

保谷二小で新町3～5丁目の児童がいる理由としては、兄、姉が就学している場合や市内転居(新町1丁目～5丁目等)による指定校変更での継続就学が考えられる。

#### 参考

#### 特例措置の適用可能校

	柳沢小	向台小	上向台小
新町1丁目		×	×
新町2丁目			×
新町3丁目	×		
新町4丁目	×		
新町5丁目	×		
新町6丁目	×		

## 新町地域の生徒の就学状況

H21.6現在

柳沢中学校	学年	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	6丁目
	1年	3	4	2	0	0	0
	2年	7	2	1	0	0	0
	3年	8	5	2	2	1	0
	小計	18	11	5	2	1	0
	率	69.2%	47.8%	25.0%	12.5%	2.9%	0.0%
田無第四中学校	学年	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	6丁目
	1年	3	4	7	3	5	1
	2年	2	2	1	6	8	6
	3年	3	6	7	4	4	2
	小計	8	12	15	13	17	9
	率	30.8%	52.2%	75.0%	81.3%	48.6%	40.9%
田無第一中学校	学年	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	6丁目
	1年	0	0	0	0	5	5
	2年	0	0	0	1	7	4
	3年	0	0	0	0	5	4
	小計	0	0	0	1	17	13
	率	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	48.6%	59.1%

柳沢中で新町3～5丁目の児童がいる理由としては兄、姉が就学している場合や市内転居(新町1丁目 5丁目等)による指定校変更での継続就学が考えられる。

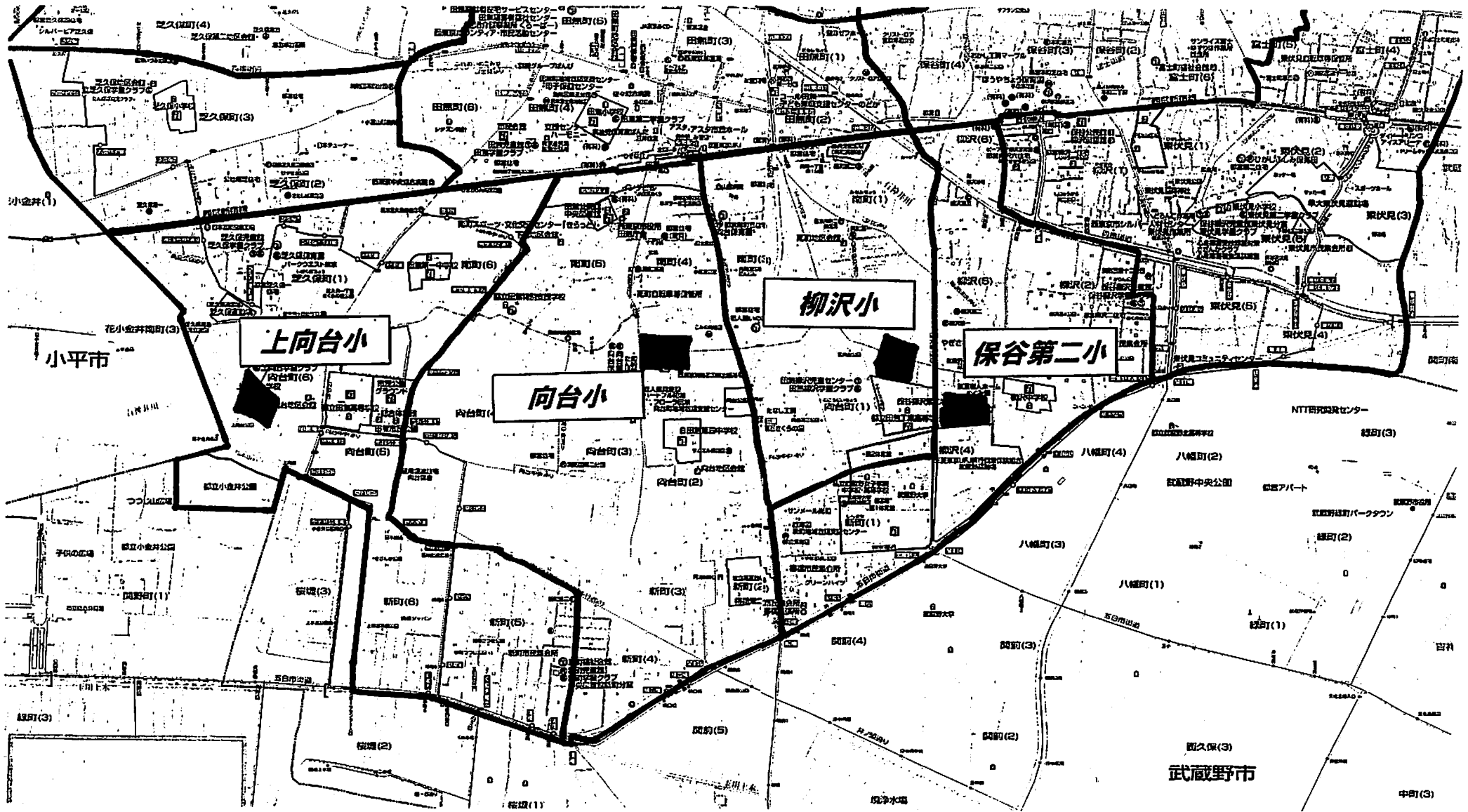
### 参考

#### 特例措置の適用可能校

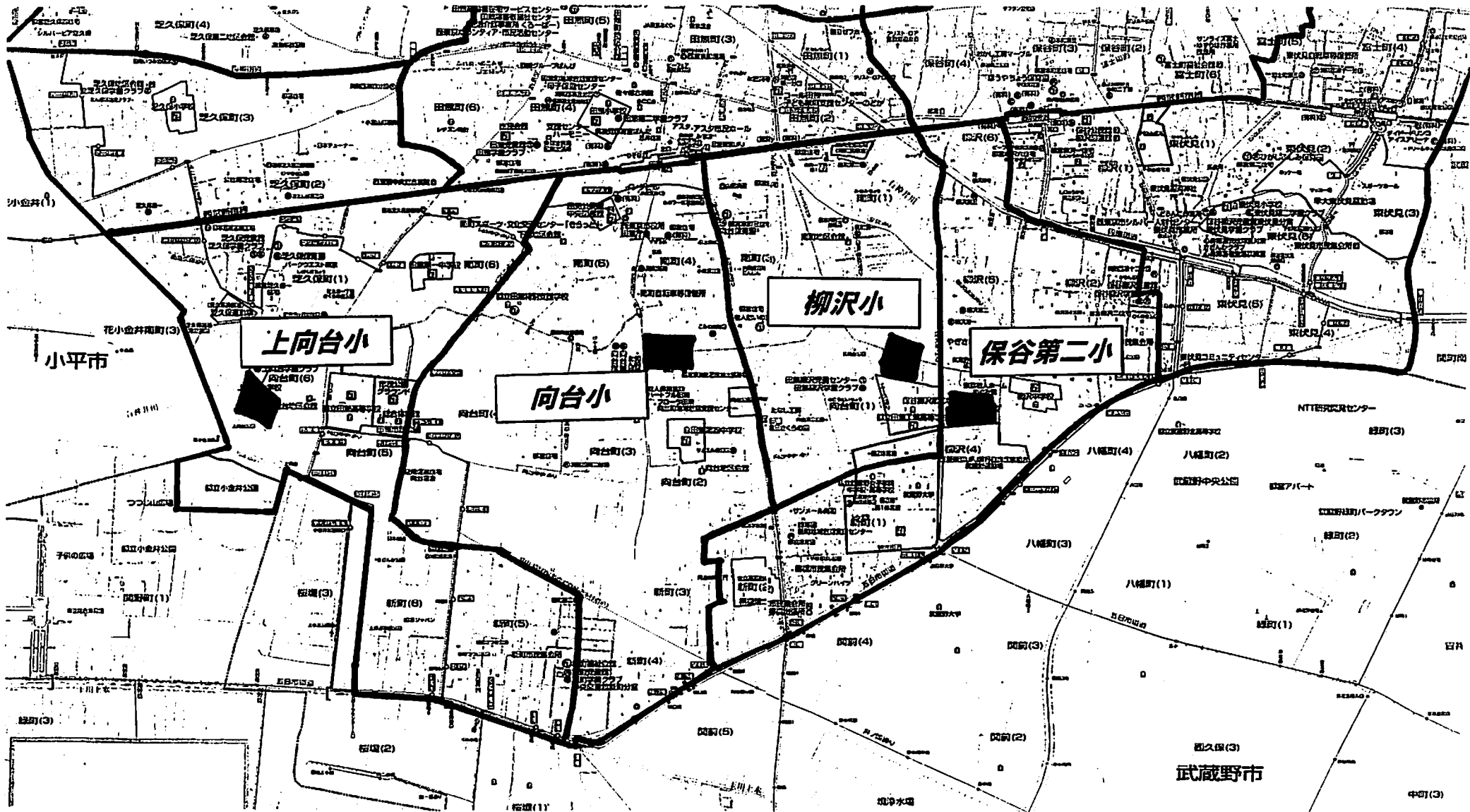
	四中	一中
新町1丁目		×
新町2丁目		×
新町3丁目		
新町4丁目		
新町5丁目		
新町6丁目		

# シミュレーション別・新学区域（小学校）

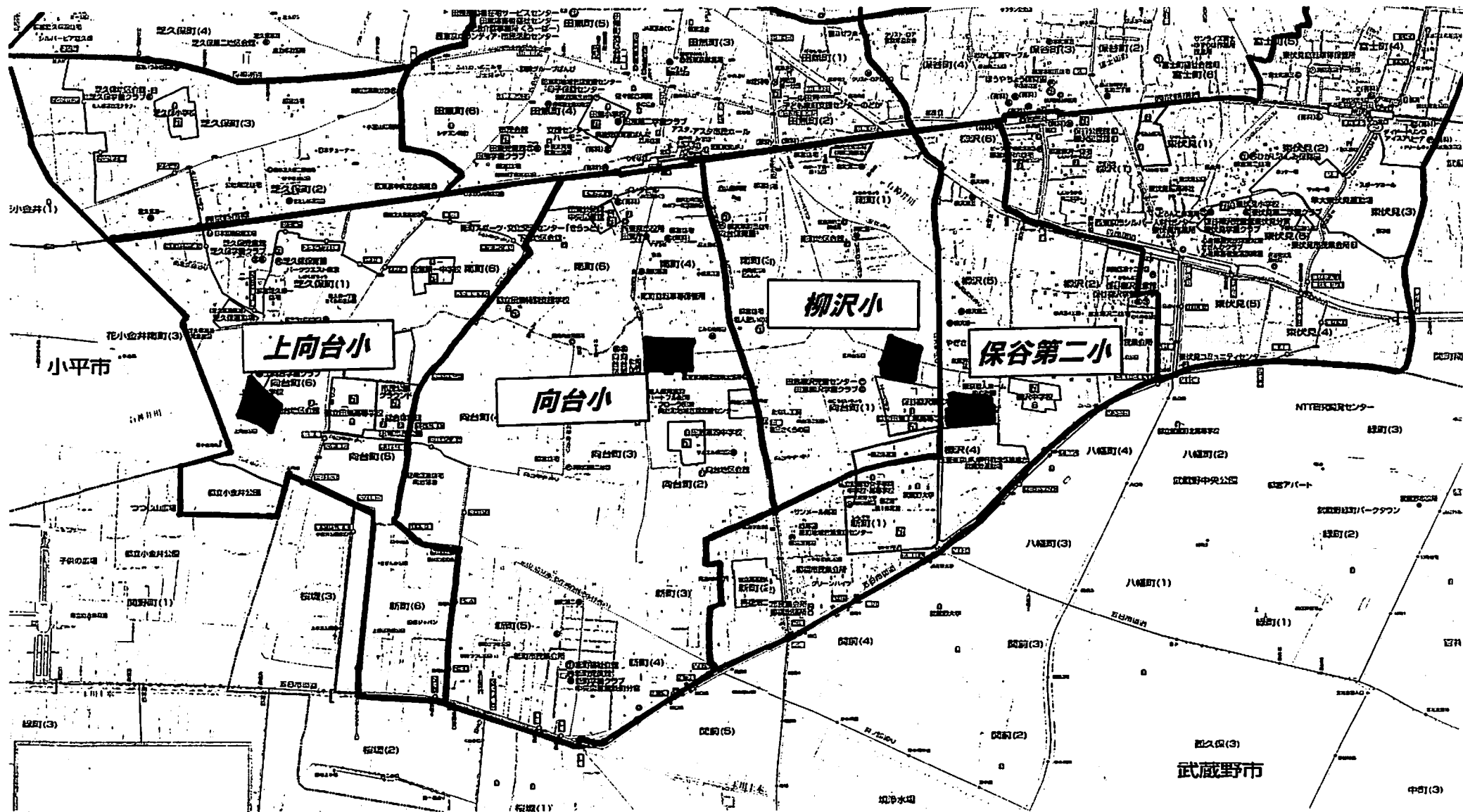
## シミュレーション1



シミュレーション2

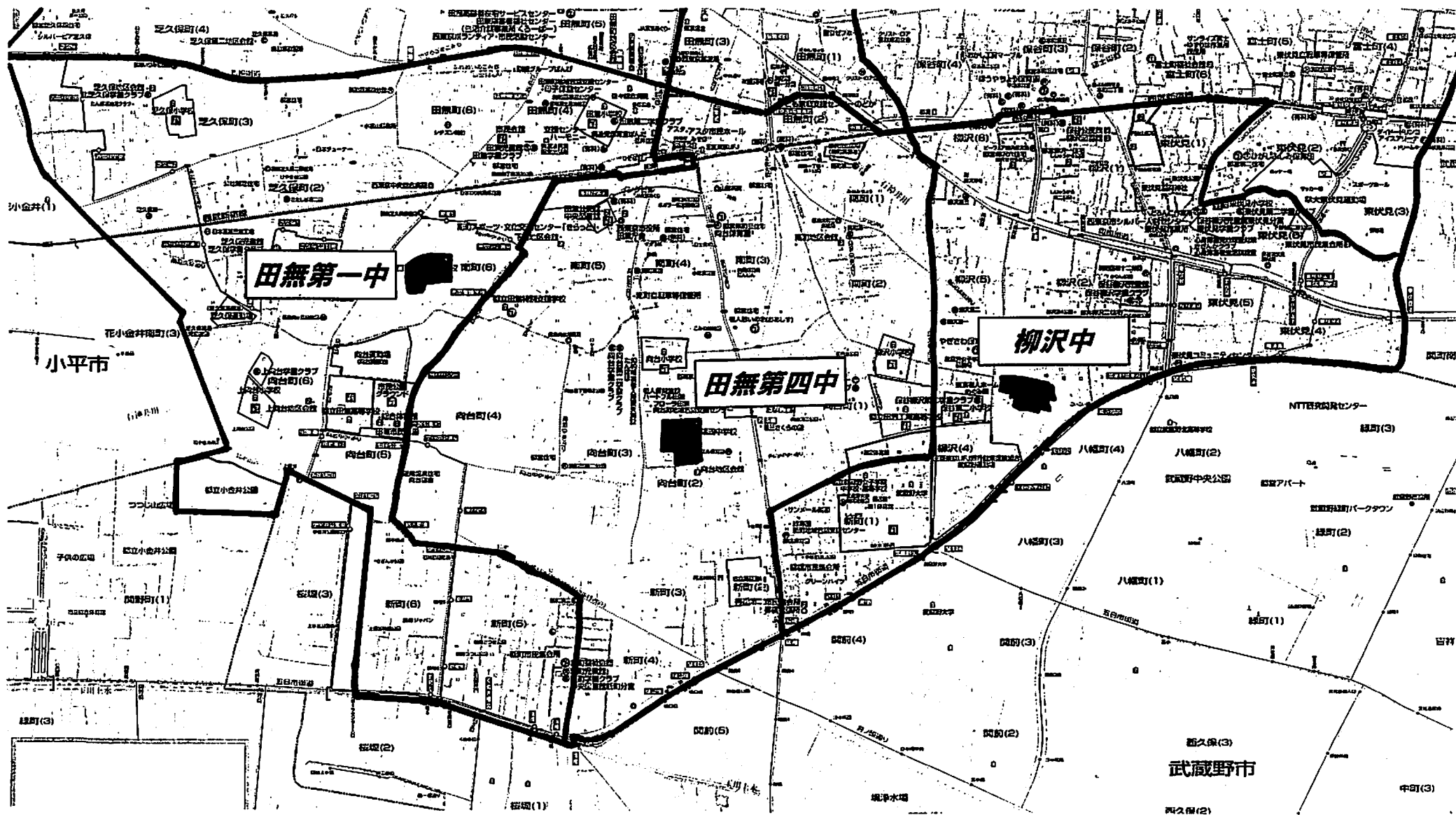


シミュレーション3

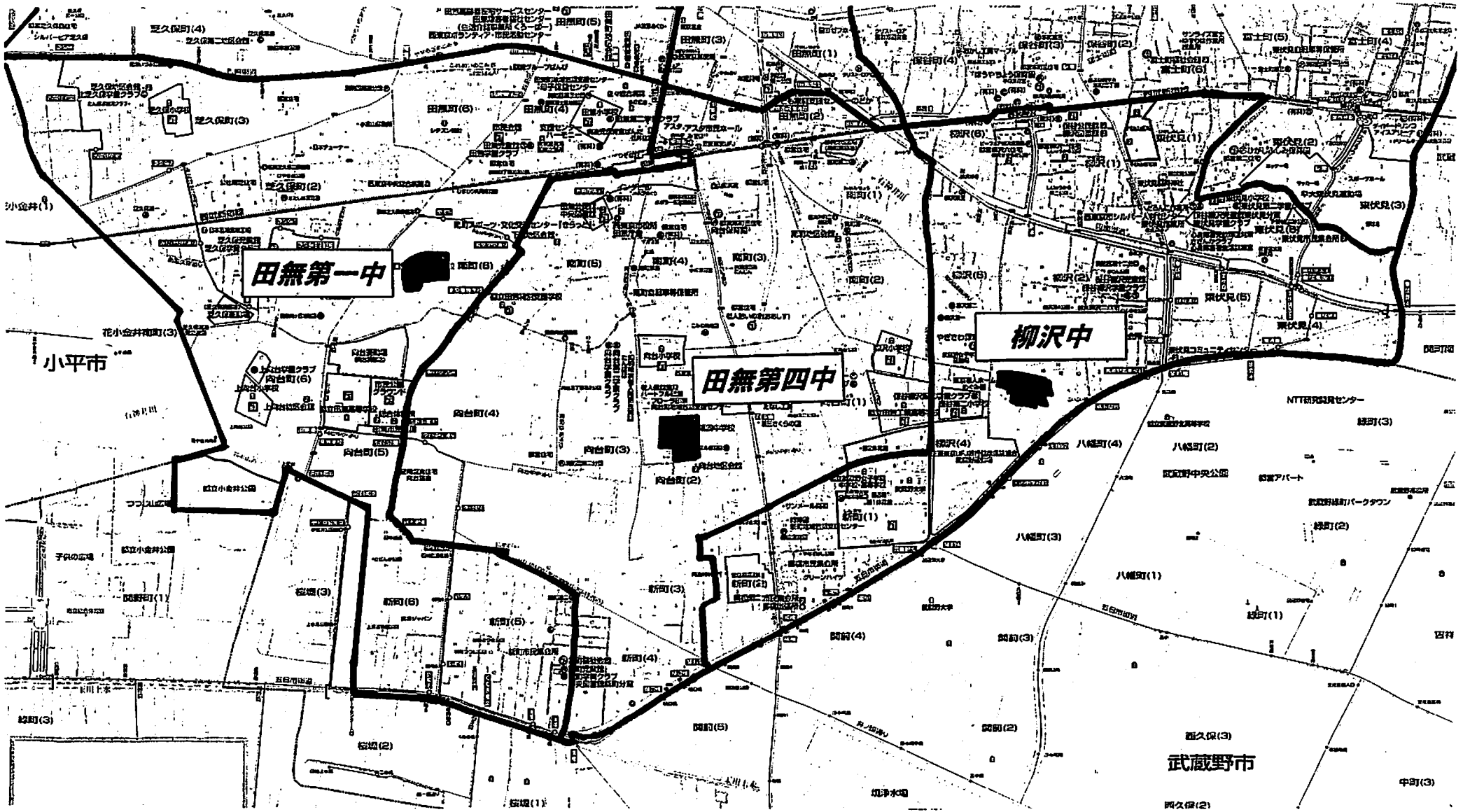


# シミュレーション別・新学区域（中学校）

シミュレーション1

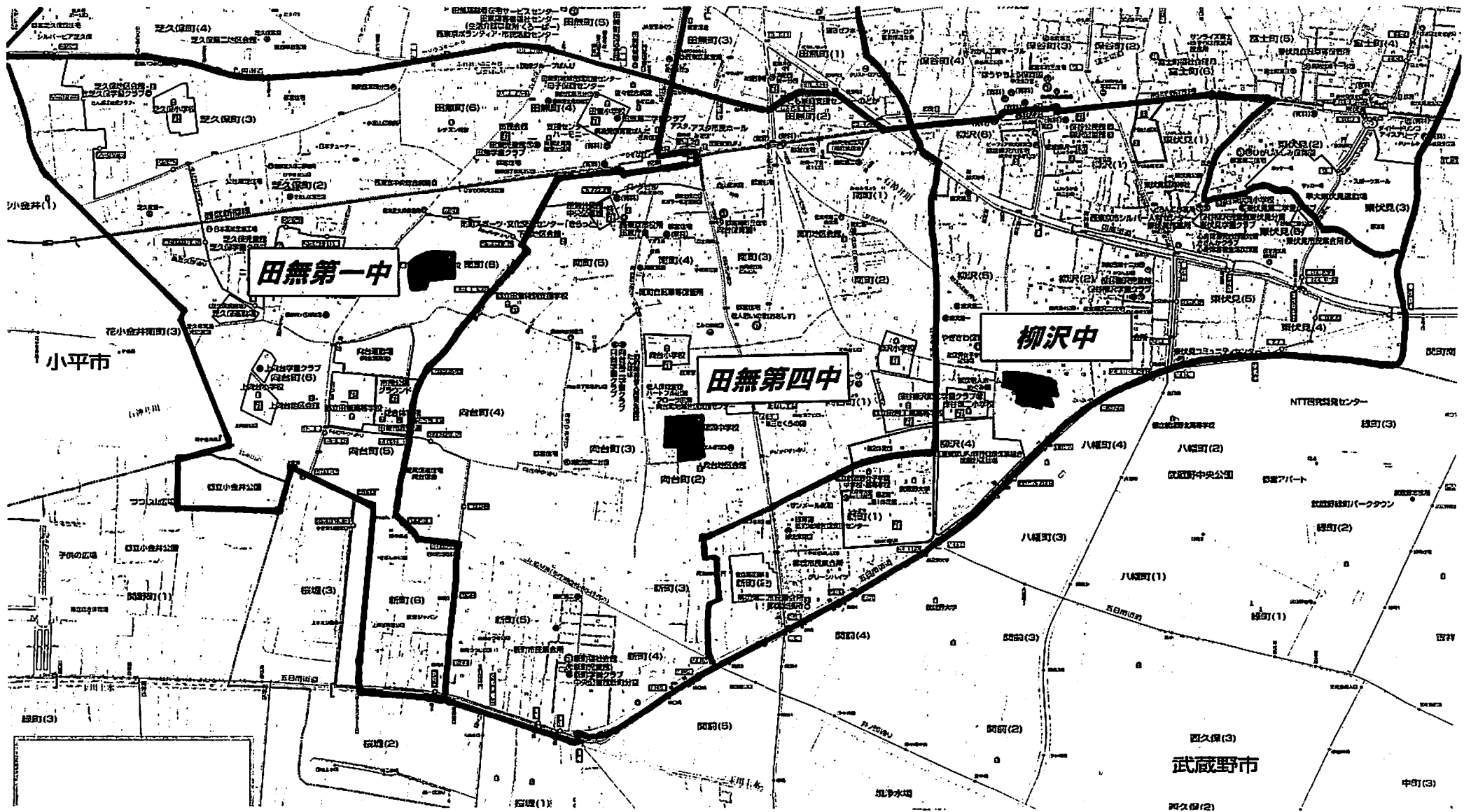


シミュレーション2





シミュレーション3



## 西東京市小中学校通学区域見直し等に関する地域協議会設置要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、西東京市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）学校の児童又は生徒の保護者及び学校周辺の地域住民により通学区域の見直しを図るために設置する、西東京市小中学校通学区域見直し等に関する地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 所掌事項

協議会は、次の事項について協議し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 通学区域の見直しに関すること。
- (2) 通学路の安全に関すること。
- (3) その他通学区域の見直しを図るために、教育長が必要と認めること。

## 第3 構成

協議会は、別表に掲げる地域ごとに設置する。

## 2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域ごとの各学校の児童又は生徒の保護者 2人以内
- (2) 地域ごとの各学校に設置する学校運営連絡協議会委員 1人
- (3) 地域ごとの各学校に設置する学校安全連絡会委員（西東京市立小学校のみ） 1人
- (4) 地域ごとの各学校の校長（以下「学校長」という。）
- (5) 教育部特命担当部長

## 3 前項各号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4 会長及び副会長

協議会に会長を置き、学校長のうちから教育長が指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## 第5 会議

協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、協議会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## 第6 会議の傍聴

協議会の会議は、原則として傍聴することができる。

2 協議会の会議の傍聴者は、10 人以内とする。ただし、会長が認めるときは、これを変更することができる。

3 その他傍聴の手續等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7 部会

会長は、第2 に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、各部会員の互選による。

3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第8 報償

教育長は、第3 第2 項第1 号から第3 号までに規定する委員に対し、日額 2,000 円の謝金を支払う。

#### 第9 庶務

協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

#### 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

#### 別表（第3 関係）

地 域	地域に含まれる学校
向台・新町地域	保谷第二小学校 向台小学校 柳沢小学校 上向台小学校 田無第一中学校 柳沢中学校 田無第四中学校
谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域	谷戸小学校 中原小学校 泉小学校 谷戸第二小学校 住吉小学校 田無第二中学校 ひばりが丘中学校

## 資料 4

## 西東京市小中学校通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会 委員名簿

No.	学校名	選出区分	氏名	備考
1	保谷第二小学校	学校長	高野 富	
2	保谷第二小学校	保護者	倉掛 泉	
3	保谷第二小学校	保護者	藤田 真理	
4	保谷第二小学校	学校運営連絡協議会	清水 豊保	
5	保谷第二小学校	学校安全連絡会	丸山 儀一	副会長
6	向台小学校	学校長	吉田 勉	
7	向台小学校	保護者	大宮 真美江	
8	向台小学校	保護者	高間館 留美子	
9	向台小学校	学校運営連絡協議会	横道 美代子	
10	向台小学校	学校安全連絡会	高萩 幹寛	
11	柳沢小学校	学校長	丸山 久美子	
12	柳沢小学校	保護者	深田 章子	
13	柳沢小学校	保護者	千葉 礼子	
14	柳沢小学校	学校運営連絡協議会	室伏 美奈子	
15	柳沢小学校	学校安全連絡会	橋本 有希	
16	上向台小学校	学校長	高谷 好文	
17	上向台小学校	保護者	石川 圭子	
18	上向台小学校	保護者	森田 朋恵	
19	上向台小学校	学校運営連絡協議会	古海 牧子	
20	上向台小学校	学校安全連絡会	北川 元昭	
21	田無第一中学校	学校長	今井 文男	会長
22	田無第一中学校	保護者	小林 薫	
23	田無第一中学校	保護者	村松 昭栄	
24	田無第一中学校	学校運営連絡協議会	土方 孝一郎	
25	柳沢中学校	学校長	福間 和正	
26	柳沢中学校	保護者	荒井 信子	
27	柳沢中学校	保護者	村上 奈緒子	
28	柳沢中学校	学校運営連絡協議会	嶋田 安民	
29	田無第四中学校	学校長	木曾 友仁	
30	田無第四中学校	保護者	山田 佐登美	
31	田無第四中学校	保護者	山本 真弓	
32	田無第四中学校	学校運営連絡協議会	紺野 和子	
33	教育委員会	特命担当部長	二谷 保夫	

## 西東京市小中学校通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会 検討経過

会議	開催日	検討内容
第1回	平成21年8月27日(木)	1 教育長あいさつ 2 依頼状及び任命書手交 3 委員紹介(自己紹介) 4 事務局紹介 5 会長の指名 6 資料説明(これまでの経過、学区域の現状) 7 意見・質問 現行制度との関連について 安全・防犯面について 児童数の予測について 学校の施設面・受入れ体制について 8 次回の会議日程について
第2回	平成21年10月13日(火)	1 副会長の決定 2 第1回会議録の確認 3 資料説明(意見・質問等シートの集計結果、シミュレーション1～3、教室使用状況) 4 意見・質問 1学級あたりの児童・生徒数について シミュレーション1～3以外の学区域案について 新町地域以外の学区域変更について 5 次回の会議日程について
第3回	平成21年11月17日(火)	1 第2回会議録の確認 2 資料説明(シミュレーション決定シートの集計結果、シミュレーション別・新学区域) 3 意見・質問 シミュレーション2を検討結果とする報告書の作成について 4 次回の会議日程について
第4回	平成22年2月4日(木)	1 第3回会議録の確認 2 意見・質問 報告書(案)の検討、決定 3 報告書の提出 4 教育長あいさつ

